

介護老人保健施設ステップハウス宝塚

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ステップハウス宝塚（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、
年 月 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額20万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日(土日祝の場合翌営業日)までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、当法人所定の申出書を提出後、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限

り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、当法人所定の申出書を提出後、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定す

る者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員及び施設ケアマネジャーに申し出ることができ、又は、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

3 当施設は公益社団法人老人保健施設協会正会員用団体保険（株式会社全老健共済会の「介護老人保健施設総合保障制度」）に加入しています。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(利用約款の変更)

第 15 条 各関係法令の改正及び介護給付費改正等、この契約に関する内容に変更が生じた場合には、別途文書により変更内容を明記したうえ契約を更新します。

(ハラスメント対策について)

第 16 条 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業者が働きやすい環境づくりを目指します。

2 利用者およびその家族が事業所の従業者に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為によるカスタマーハラスメントや、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

3 すべての利用者およびその家族が安心して過ごせる環境づくり、また従業者が働きやすい環境づくりのため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<別紙1>

介護老人保健施設ステップハウス宝塚のご案内
(令和8年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設ステップハウス宝塚
- ・法人格 名称 一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
- ・開設年月日 平成7年6月30日
平成18年4月1日(市立から公社による運営へ)
- ・所在地 宝塚市小浜4丁目5番6号
- ・連絡先 電話 0797-86-8823 FAX 0797-86-8494
- ・管理者名 妙中信之
- ・介護保険指定番号 2851180055

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他の必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ステップハウス宝塚の運営方針]

私たちは、すべての方が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らし続けることができるように誠意をもって支援いたします。

1. 私たちは、利用者ひとりひとりの人権並びに人格を尊重したサービスの提供に努めます。
2. 私たちは、個々の利用者に応じた目標と計画を立て、適切な医療・看護・介護・リハビリテーションの提供に努めます。
3. 私たちは、サービスの提供に際し多職種からなるチームケアを包括的・継続的に行い、早期の在宅復帰を支援します。
4. 私たちは、利用者が自立した在宅生活を継続できるよう各種サービスを提供し、関係機関との連携により利用者の介護予防と介護者の介護負担軽減に努めます。
5. 私たちは、地域に開かれた施設を目指し、地域のニーズに根ざした施設運営に努めます。
6. 私たちは、利用者によりよいサービスを提供するため自己研鑽に努めます。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間
・医 師	1	1	
・看護職員	9	1	1 または 2
・薬剤師		3	
・介護職員	25	1	2 または 3
・支援相談員	1		
・理学療法士	7	2	
・作業療法士	2	1	
・言語聴覚士	1		
・管理栄養士	1	1	
・介護支援専門員	2		
・事務職員	2		
・設備	1	1	

※異動等により配置基準内で変動する場合があります。

(4) 入所定員等 定員 84 名

種類	室数	面積 (1 人あたりの面積)
個室	2	12.97 m ² (12.97 m ²)
2 人部屋	17	22.19～23.42 m ² (11.1～11.71 m ²)
4 人部屋	12	41.06～46.31 m ² (10.27～11.58 m ²)

(5) 通所定員 40 名

(6) 訪問リハビリテーション (訪問回数による)

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 行政手続代行 (要介護認定の更新申請や区分変更申請の援助をします)
- ⑫ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。詳しくは料金表をご確認ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

名称	住所	電話番号
宝塚市立病院	宝塚市小浜 4-5-1	0797-87-1161
宝塚第一病院	宝塚市向月町 19-5	0797-84-8811
宝塚病院	宝塚市野上 2-1-2	0797-71-3111

・ 協力歯科医療機関

名称	住所	電話番号
芦田歯科医院	宝塚市売布東の町 5-24	0797-86-0843
セレクトファミリー歯科	西宮市浜松原町 2-50	0798-56-7713

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。
連絡先に変更がある場合、すみやかにお申し出ください。

4. 施設利用に当たっての留意事項

・ 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

・ 面会

面会時間 10：00～11：00 13：00～16：30

駐車場完備（10時～16時30分）※通学路に位置しているため交通規制あり。
来所の際は、各サービスステーション備え付けの面会者名簿にご記入ください。

・ 外出

原則3日前の12：00までに各サービスステーションまでご連絡いただき届出書をご記入ください。ご連絡がない場合は食事料金を請求する事があります。

・ 外出等の施設外での受診

①入所期間中の医療機関受診は、当施設医師からの紹介による受診のみに限られておりますので必ずお守りください。薬だけの受け取りも受診扱いになりますので十分ご注意ください。

②外出中も「医療は入所中の施設の管理下に行われること」とされておりますので、

緊急やむを得ず受診が必要となった場合には、必ず事前に当施設までご連絡ください。

- ・ 飲酒・喫煙はご遠慮ください。
- ・ 危険物及び引火危険物（刃物・はさみ類・ライター等）の持ち込みはご遠慮ください。
- ・ 施設内へのペットの持ち込みはご遠慮ください。
- ・ 設備・備品の利用
備品などの施設外への持ち出しはご遠慮ください。
また、利用者の責に帰すべき事由によって当施設の設備・備品が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
所持品には、必ず名前をご記入ください。
電化製品の持ち込みについては、事前にご相談ください。
携帯電話は、マナーモード設定をお願いします。所定の場所でのみ使用可能です。
また、写真撮影された場合、他の利用者様が映ることのないようご配慮いただき、SNSへのアップロードはお控えください。
所持品・備品等の管理はいたしかねますのでご了承ください。
盗難や紛失の責任も負いかねます。
- ・ 金銭・貴重品の管理
金銭・貴重品の管理はいたしかねますのでご了承ください。盗難、紛失の責任も負いかねます。
また、義歯・補聴器等の破損や紛失に関しましても責任を負いかねることがありますので、私物の管理は利用者及び家族で十分に行ってください。
- ・ リース服の使用について
感染症を発症または感染症予防対策のため当施設が必要と判断した場合、その時点からリース服をご使用いただきます。（有料）

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常階段、非常口、防火戸、防火シャッター、自動火災報知設備、非常通報装置、漏電火災警報器、避難器具、誘導灯、誘導標識、防火用水、非常電源設備
- ・ 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員及び施設ケアマネジャーが勤務していますので、お気軽にご相談ください（電話 0797-86-8823）。

受付時間 月～金 9:00～17:00（日祝および12月29日～1月3日を除く）

要望や苦情などは、担当支援相談員及び施設ケアマネジャーにお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

当事業所の相談窓口以外でも、ご相談や苦情については、下記の窓口でも受付けています。

宝塚市 健康福祉部介護保険課	宝塚市東洋町 1-1 電話 0797-77-2136
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 電話 078-332-5617

8・その他

当施設は、サービスの提供にあたり次の行為は行いません。

- ① サービス提供契約以外のサービスの実施
- ② 宗教活動、営利活動、政治活動
- ③ 利用者または家族からのサービスの係る料金を除く金銭の授受及び提供するサービスと無関係の物品の授受
- ④ 利用者の居宅内での飲食

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて
(令和8年8月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、ご本人のご状態に合わせた目標設定に基づき施設サービス計画書を作成し提供されます。この計画書はご利用者に関わる多職種の専門識者によって作成しますが、その際にはご利用者、ご家族、後見人または身元引受人等のご希望を十分に取り入れ、また計画内容については同意をいただくようになります。

- ◇ 医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- ◇ リハビリテーション：リハビリテーション室（機能訓練室）のほか各居室や生活フロア等で行いますが、施設内での全ての活動がリハビリテーションに繋がります。
- ◇ 栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。
- ◇ 生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常にご利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

・介護保健サービス

※ 「1月あたり」とは、30日を基準に算定しています。

基本型		個室（従来型個室）			2人部屋・4人部屋（多床室）		
		1月あたり ※			1月あたり ※		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
介護 保健 施設 サービス 費	要介護1	22,980円	45,960円	68,940円	25,410円	50,820円	76,230円
	要介護2	24,450円	48,900円	73,350円	27,030円	54,030円	81,030円
	要介護3	26,550円	53,070円	79,590円	29,100円	58,200円	87,300円
	要介護4	28,290円	56,580円	84,870円	30,810円	61,590円	92,370円
	要介護5	29,880円	59,730円	89,580円	32,430円	64,860円	97,290円

※ 「1月あたり」とは、30日を基準に算定しています。

在宅強化型		個室（従来型個室）			2人部屋・4人部屋（多床室）		
		1月あたり ※			1月あたり ※		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
介護 保健 施設 サービス 費	要介護1	25,260円	50,490円	75,750円	27,930円	55,830円	83,730円
	要介護2	27,660円	55,320円	82,950円	30,360円	60,690円	91,020円
	要介護3	29,760円	59,490円	89,220円	32,490円	64,980円	97,470円
	要介護4	31,560円	63,120円	94,680円	34,350円	68,700円	103,050円
	要介護5	33,330円	66,660円	99,990円	36,060円	72,090円	108,150円

		1 日（1 回）あたり			1 月あたり ※		
		1 割負担	2 割負担	3割負担	1 割負担	2 割負担	3割負担
各種 加 算 次 頁 に 続 く	夜勤職員配置加算	26円	52円	77円	780円	1,560円	2,310円
	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	276円	551円	827円			
	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	214円	428円	641円			
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	257円	513円	769円			
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	129円	257円	385円			
	若年性認知症利用者受入加算	129円	257円	385円			
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	55円	109円	164円	1,650円	3,270円	4,920円
	外泊時費用	387円	774円	1,160円			
	ターミナルケア加算（Ⅰ） 死亡日以前31日以上45日以下	77円	154円	231円			
	ターミナルケア加算（Ⅱ） 死亡日以前4日以上30日以下	171円	342円	513円			
	ターミナルケア加算（Ⅲ） 死亡日以前2日または3日	972円	1,944円	2,916円			
	ターミナルケア加算（Ⅳ） 死亡日	2,030円	4,059円	6,088円			
	初期加算（Ⅰ）	64円	128円	192円			
	初期加算（Ⅱ）	32円	64円	96円			
	退所時栄養情報連携加算				75円	150円	225円
	再入所時栄養連携加算	214円	428円	641円			
	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	513円	1,026円	1,538円			
	退所時情報提供加算（Ⅰ）	534円	1,068円	1,602円			
	退所時情報提供加算（Ⅱ）	267円	534円	801円			
	入退所前連携加算（Ⅰ）	641円	1,282円	1,923円			
	入退所前連携加算（Ⅱ）	428円	855円	1,282円			
	訪問看護指示加算	321円	641円	962円			
	協力医療機関連携加算（Ⅰ）R6年度まで				107円	214円	321円
	協力医療機関連携加算（Ⅰ）R7年度から				54円	107円	161円
	協力医療機関連携加算（Ⅱ）				6円	11円	16円
	栄養マネジメント強化加算	12円	24円	36円			
	経口維持加算（Ⅰ）				428円	855円	1,282円
	経口維持加算（Ⅱ）				107円	214円	321円
	経口移行加算	30円	60円	90円	900円	1,800円	2,700円
	口腔衛生管理加算（Ⅰ）				97円	193円	289円
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）				118円	235円	353円
	療養食加算（Ⅰ食）	7円	13円	20円			
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	150円	299円	449円			
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	75円	150円	225円			
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	257円	513円	769円			
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	107円	214円	321円			

		1 日（1 回）あたり			1 月あたり ※		
		1 割負担	2 割負担	3割負担	1 割負担	2 割負担	3割負担
各 種 加 算	緊急時治療管理	554円	1,107円	1,660円			
	所定疾患施設療養費（Ⅰ）（肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全）	256円	511円	766円	※月あたり7日を限度とする		
	所定疾患施設療養費（Ⅱ）（肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全）	513円	1,026円	1,538円	※月あたり10日を限度とする		
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4円	7円	10円			
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	5円	9円	13円			
	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）				161円	321円	481円
	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）				129円	257円	385円
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	214円	428円	641円			
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）				57円	114円	170円
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）				36円	71円	106円
	排せつ支援加算（Ⅰ）※1月につき				11円	22円	32円
	排せつ支援加算（Ⅱ）※1月につき				16円	32円	48円
	排せつ支援加算（Ⅲ）※1月につき				22円	43円	64円
	褥創マネジメント加算（Ⅰ）※1月につき				4円	7円	10円
	褥創マネジメント加算（Ⅱ）※1月につき				14円	28円	42円
	自立支援促進加算 ※1月につき				321円	641円	962円
	安全対策体制加算				22円	43円	64円
	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）※1月につき				43円	86円	129円
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）※1月につき				64円	128円	192円
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）				11円	22円	32円
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）				6円	11円	16円
	新興感染症等施設療養費（1月に1回5日を限度）	257円	513円	769円			
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）				107円	214円	321円
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）				11円	22円	32円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24円	47円	71円	720円	1,410円	2,130円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	20円	39円	58円	600円	1,170円	1,740円
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ					所定単位数×0.097	

・介護保険外サービス

		個 室(従来型個室)		2人部屋・4人部屋(多床室)	
		1日あたり	1月あたり※	1日あたり	1月あたり※
居 住 費	第1段階	550円	16,500円	0円	0円
	第2段階	550円	16,500円	430円	12,900円
	第3段階①	1,370円	41,100円	430円	12,900円
	第3段階②	1,470円	44,100円	430円	15,900円
	一 般	1,728円	51,840円	520円	15,600円

		1日あたり	1月あたり※
食費	第1段階	300円	9,000円
	第2段階	390円	11,700円
	第3段階①	680円	20,400円
	第3段階②	1,420円	42,600円
	一般	2,100円	63,000円

(内訳 朝食500円 昼食700円 夕食800円 おやつ100円)

介護保険負担限度額の認定（滞在費・食費の軽減制度）について

介護保険施設を利用の際、滞在費と食費については全額利用者負担となりますが、低所得者等一定の要件に該当する場合、それらの費用負担が軽減される制度です。この制度を希望される方は、当該市町村に申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、その認定証を施設に提出する必要があります。非課税世帯の中の預貯金などの少ない方に限定されます。

			1日あたり	1月あたり※
特別室料	個室	市内	3,300円	99,000円
		市外	4,950円	148,500円
	2人部屋 (A)	市内	1,430円	42,900円
		市外	2,090円	62,700円
	2人部屋 (B)	市内	880円	26,400円
		市外	1,320円	39,600円

特別室料には消費税が含まれています。

2人部屋 (B) は居室205・206・210・305・306・311の6室（12床）が対象です。

その他	電気代（個人の希望により電化製品をお持ち込みの場合、1点につき）	55円/日
	診断書作成料	実費
	理美容代	実費
	特別な食費その他	実費
	文書作成料各種	実費
	クラブ活動の材料費	実費
	リース服 ※リース会社との契約になります。	525円/日
	日用品 ※リース会社との契約になります。	300円/日

・支払い方法

利用料その他の費用は利用の月ごとにその合計額を請求いたします。

お支払いは、原則としてお客様の指定されたゆうちょ銀行通常貯金口座又は銀行預金口座から引き落としの方法でお願いいたします。

ゆうちょ銀行通常貯金口座の場合は翌月20日に、銀行預金口座の場合は翌月27日に引き落としをさせていただきます（土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日に引き落としをさせていただきます。）

ただし、上記の方法によるお支払いが困難な場合はご相談ください。

<別紙 3 >

個人情報の利用目的

(令和 8 年 8 月 1 日現在)

介護老人保健施設ステップハウス宝塚では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設ステップハウス宝塚 入所利用同意書

介護老人保健施設ステップハウス宝塚を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

＜利用者＞

住 所

氏 名

電話番号

＜利用者の身元引受人＞

住 所

氏 名

電話番号

介護老人保健施設ステップハウス宝塚
管理者 妙中信之 殿

【本約款第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

【本約款第 1 0 条 3 項緊急時及び第 1 1 条 3 項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

当事業所における介護サービス提供時の取り扱いについて

一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社

当事業所は、正当な理由がなく、介護サービスの提供を拒否することはありません。

但し、利用者及び家族等が次に掲げる事項の行為等により、信頼関係を築くことができないと当法人が判断した場合は、在宅サービス（通所を含む）でのケア中止や入所サービスでの契約解除による退所指示を出させていただくとともに、直ちに関係市町村等に状況の報告を行います。

参考）厚生労働省の介護現場におけるハラスメント対策マニュアルより本文書を作成

1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

例：	○コップを投げつける	○たたかれる	○唾を吐く
	○蹴られる	○手をひっかく、つねる	○服を引きちぎられる
	○手を払いのけられる	○首を絞める	

2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：	○大声を発する	○家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
	○サービスの状況をのぞき見する	○訪問時不在のことが多く書置きを残すと「予定通りサービスがなされていない」として、謝罪して正座するよう強く求める
	○怒鳴る	○「たくさん保険料を支払っている」と大掃除を強要、断ると文句を言う
	○気に入っている公社職員以外に批判的な言動をする	○利用料金の支払を求めたところ、手渡しせず、お金を床に並べてそれを拾って受け取るように求められた
	○威圧的な態度で文句を言い続ける	○利用料金を数ヶ月滞納「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払いを拒否する
	○刃物を胸元からちらつかせる	
	○「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する	
	○利用者の家族が「自分の食事と一緒に作れ」と強要する	
	○特定の公社職員にいやがらせをする	

3) セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例：	○必要もなく手や腕をさわる	○胸やお尻を触るなどの行為
	○抱きしめる	○卑猥な行動を繰り返す
	○女性のヌード写真を見せる	○サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる
	○入浴介助中、あからさまに性的な話をする	○活動中の公社職員の制服内に手を入れる

4) その他

法令に定められた内容を逸脱する等の行為